

事業者排出量削減報告書

（宛先） 京都府知事		令和7年7月31日					
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）					
京都府久世郡久御山町佐山新開地128番地		京都機械工具株式会社 代表取締役社長 伊吹 和彦 電話番号：0774-46-3700					
主たる業種	作業用工具製造業	細分類番号	2	4	2	4	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで						
基本方針	平成25年度を基準に令和12年度の温室効果ガス排出量を50%以上削減する。						
計画を推進するための体制	総務部を事務局とするサステナビリティ委員会にて、令和2年度を基準年とする新たな実行計画の進捗管理と施策を実施する。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2～4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	2,409.6 トン	2,916.9 トン	2,837.5 トン		19.4 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	2,284.0 トン	2,916.9 トン	2,837.5 トン		26.0 パーセント	
実績に対する自己評価		エネルギー委員会にてエネルギーの見える化（IoT）を活用した省エネ活動を継続。省エネ機器（加工機・エアコン等）更新にて過去増加分の挽回に取り組んだ結果、省エネ化は予定通りに進んでいるが、生産能力増強による設備増設（樹脂成形機）を行ったことが排出量増加に繋がった。次年度も省エネ機器への更新を継続し、省エネ活動推進と併せて過去増加分の挽回を図る。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産数X1/100,000)	7.92	10.44	10.08		29.55 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
実績に対する自己評価		原材料やエネルギーの高騰から弊社製品の値上げを実施。その反動で受注減となった。設備寄せ止め等の対策するも減産分にエネルギー削減が追い付かず。また、新製品による試作増も影響した結果、原単位は増加となった。しかし、コンプレッサ・エアコン等の稼働時間削減や省エネ機器への更新等による省エネ活動から電気量の削減効果は確認できた。引き続き、設備更新と省エネ活動の推進によって過去増加分の挽回を図る。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考	
		0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	加工設備（5台）の省エネ機更新と、電力一部の再エネ化にて、CO2削減に貢献した。					
	令和6年度	加工設備（2台）と空調機（3台）を省エネ機に更新し、CO2削減に貢献した。					
	令和7年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	自家用車での通勤は前年度同水準。健康面からも自転車や徒歩通勤の推奨活動を継続。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	上記活動を継続するも自転車通勤は横ばい。通勤車両のEV・HV化を推進する施策については総務部にて検討継続。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン					
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン					
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの						
	グリーン電力証書等の購入によるもの						
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン					
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	廃棄物の分別徹底は継続。シュレッダーの活用等で処理業者の負担軽減や使用量削減の呼びかけも継続。また、生産面ではエネルギー委員会から全工場での休み時間の設備待機電力削減を呼びかけ。寄せ止めによる電気量削減活動も継続。						
特記事項							

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。  
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。